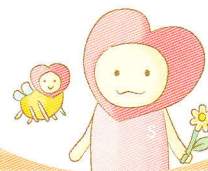
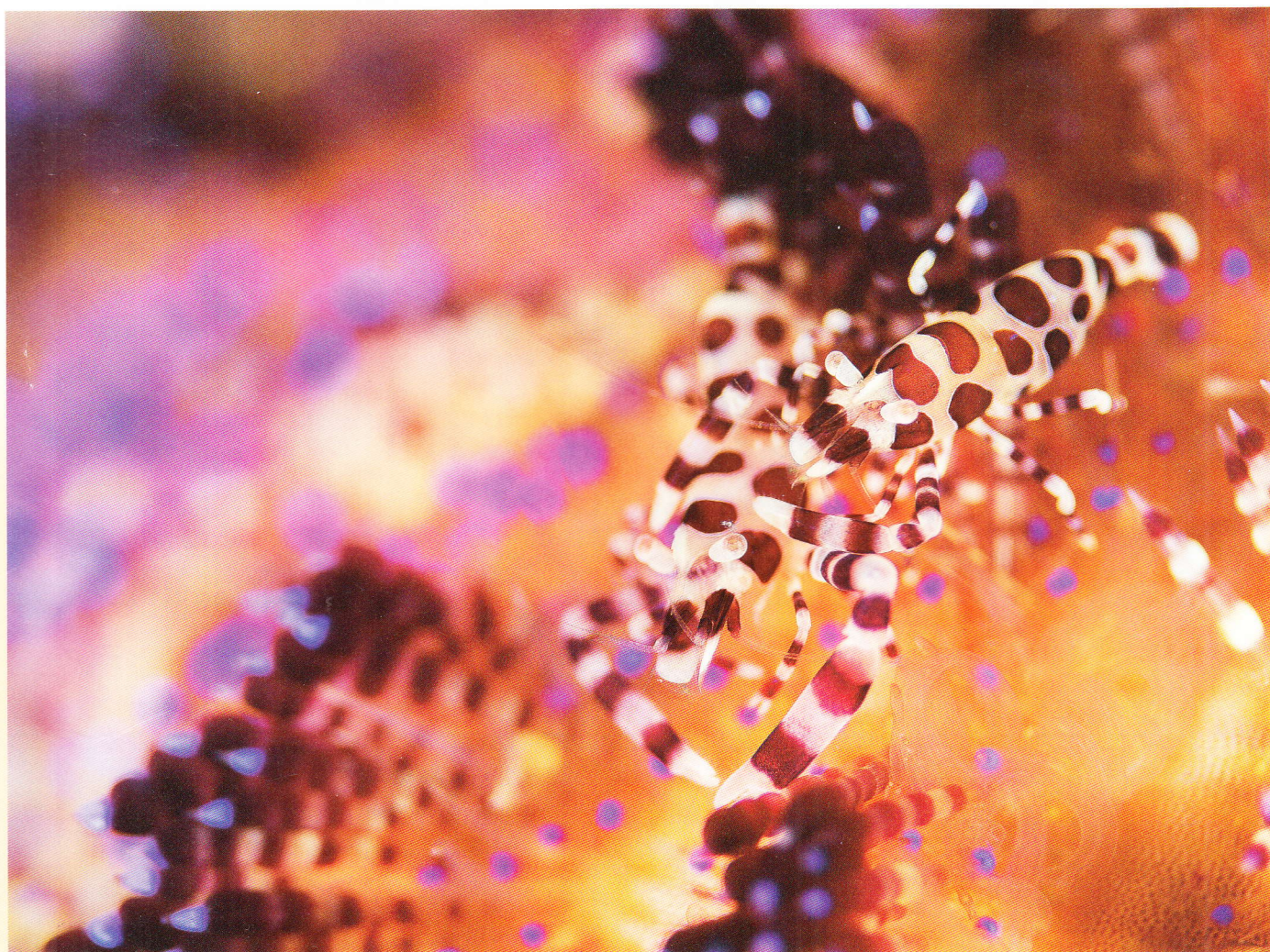


Active Life

アクティブ
ライフ



Vol.119
2020.9
[SEP]



法改正【化学物質取扱業務従事者に係る
特殊健診項目の見直し】……………2・3
令和2年度全国労働衛生週間実施要綱……………4
事業所紹介「滋賀中央信用金庫」……………5
財団からのお知らせ・素材のちから……………6
健康一口メモ・編集後記……………6

『やっぱり一緒にいいよね』

撮影場所:アニラオ(フィリピン)

写真提供:尾土井 悠氏

■ 認定・登録・指定等

- ブライバシーマーク認定 (認定番号 第14200003)
- 日本総合健診医学会認定「優良総合健診施設」(認定 第368号)
- 品質マネジメントシステム「ISO9001」認証(滋賀保健研究センター診療所) (登録番号:3711JCQA)
- 労働衛生サービス機能評価機構(認定 第1号) ● 日本消化器がん検診学会認定指導施設(第127号)
- 労災保険二次健康診断等給付指定医療機関(労災指定番号:2512645)
- エコアクション21認証(登録番号 0003711) ● 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等契約機関
- 日本人間ドック学会認定(人間ドック健診施設機能評価)認定第396号 ● 健康経営優良法人2020

イジマフクロウと言われるサイケデリックかつ猛毒の大きなウニについで生活している、かわいいエビ、“コールマンシュリンプ”ダイバーの人気者です。常に仲睦まじい姿が、そうした人気の秘密かもしれません。COVID-19による影響でソーシャルディスタンスという言葉が多くの場所で聞かれますが、また以前のように、気の合う仲間と寄り添って、楽しい日々を送りたいものですね。もう少し我慢の時期が続きそうですが、人とのつながりを大切に生活していきたいですね。

一般財団法人

HRC 滋賀保健研究センター

財 団 本 部 〒520-2304 滋賀県野洲市永原上町664
TEL 077-587-3588 FAX 077-587-5441
URL <http://www.shrc.or.jp> E-mail: info@shrc.or.jp
伊 賀 営 業 所 〒518-0007 三重県伊賀市服部町341-1
TEL 0595-22-8107 FAX 0595-22-8109
北大阪営業所 〒567-0086 大阪府茨木市彩都やまびき五丁目3番1号
TEL 072-643-8085 FAX 072-643-8087

化学物質取扱業務従事者に係る 特殊健康診断の項目を見直しました(令和2年7月1日施行)

労働安全衛生法及び関係法令に基づき、事業者には、一定の有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を行うことが義務付けられています。

特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の使用状況の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変化しています。

このため、今回、国内外の研究文献等の医学的知見に基づき、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を全面的に見直しました。

それぞれの物質について、健康診断を適切に実施いただくようお願いします。

改正のポイント

1. 尿路系に腫瘍のできる化学物質の特殊健診項目の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)

尿路系に腫瘍のできる化学物質(11物質)について、同様の障害を引き起こすとされ、最新の医学的知見を踏まえて設定されたオルトートリジン等の項目と整合させました。

対象物質:ベンジジン及びその塩、ペーターナフチルアミン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩、ジクロロベンジジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩、オルトトリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、オーラミン、パラジメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ

主な改正内容

(一次健康診断)

○「尿潜血の有無の検査」の追加 (対象:11物質全て)

○「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」の追加

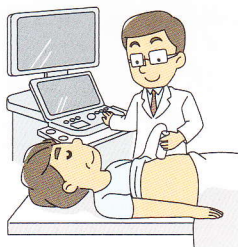
(対象:ベンジジン及びその塩、ペーターナフチルアミン及びその塩、ジクロロベンジジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、パラジメチルアミノアゾベンゼン)

(二次健康診断)

○「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査(医師が必要と認めた場合)」の追加 (対象:11物質全て)

○「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(医師が必要と認めた場合)」の追加

(対象:ペーターナフチルアミン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩)



2. 特別有機溶剤の特殊健診項目の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)

特別有機溶剤(9物質)について、発がんリスクや物質の特性に応じて、項目を見直しました。

対象物質:トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、スチレン、クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン

主な改正内容

○トリクロロエチレン

腎臓がん、肝胆道系がん、造血器がんのリスク等を踏まえて、健診項目を追加。

○四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン

肝胆道系がんのリスク等を踏まえて、健診項目を追加。

○テトラクロロエチレン

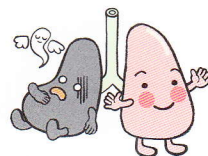
膀胱がんのリスク等を踏まえて、健診項目を追加。

○スチレン

造血器がんのリスク等を踏まえて、健診項目を追加。

○クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン

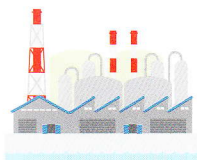
動物実験により発がんに係る知見はあるが、比較的高濃度ばく露によるものであり、ヒトに関する発がんの知見は十分とは言えないことから、発がんに関する健診項目の追加は見送り、新たな健康リスクを踏まえ、健診項目を追加。



3. カドミウム及びその塩の特殊健診項目の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)

新たに得られたヒトに対して肺がんを引き起こす可能性があるという知見への対応や、腎機能障害の早期発見のため、項目を見直しました。

主な改正内容



○カドミウム

(一次健康診断)

- ・「門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査」、「尿中の蛋白の有無の検査」の削除
- ・「血液中のカドミウムの量の測定」、「尿中のβ2-ミクログロブリンの量の測定」の追加

(二次健康診断)

- ・「尿中のα1-ミクログロブリンの量又はNAGの量の測定」、「胸部エックス線直接撮影検査又は特殊なエックス線撮影検査」、「喀痰の細胞診」の追加

4. 肝機能検査の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)

オーラミン等11物質については、職業ばく露による肝機能障害リスクの報告がないことから、「尿中ウロビリノーゲン検査」等の肝機能検査を必須項目から外しました。

対象物質:オーラミン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、弗化水素、硫酸ジメチル、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、ニトログリコール、パラニトロクロロベンゼン、ペンタクロロフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩

※下線は、二次健康診断において医師判断で肝機能検査を実施する物質

5. 赤血球系の血液検査の例示の見直し(特定化学物質障害予防規則関係)

近年、臨床の現場で全血比重検査があまり使われていないため、赤血球系の血液検査の例示から、全血比重検査を削除しました。(6物質)

対象物質:ニトログリコール、ベンゼン等、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、パラニトロクロロベンゼン、弗化水素

6. 有機溶剤の特殊健診項目の見直し(有機溶剤中毒予防規則関係)

有機溶剤について、医師が必要と認めた場合に「腎機能検査」を実施できることとなっていること、また、必須項目の中に他に労働者の有機溶剤ばく露状況等を確認できる項目があり、健康障害のスクリーニングが可能であることから、必須項目から「尿中の蛋白の有無の検査」を外しました。

7. 四アルキル鉛の特殊健診項目の見直し(四アルキル鉛中毒予防規則関係)

最新の医学的知見や取扱量の減少等を踏まえ、鉛と同様、長期的なばく露による健康障害の予防とすることとし、鉛則の項目と整合させ、実施時期を「3月以内ごとに1回」から「6月以内ごとに1回」を見直しました。

8. 作業条件の簡易な調査の追加(有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則関係)

労働者の化学物質へのばく露状況を確認するため、必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加しました。

9. 尿路系に腫瘍のできる化学物質の健康管理手帳制度における健診項目の見直し(労働安全衛生規則関係)

「1.尿路系に腫瘍のできる化学物質の特殊健診項目の見直し」の11物質のうち、健康管理手帳*制度の対象であるベンジジン等3物質について、健康管理手帳制度における健診項目もオルトートルイジンの項目と整合させました。

対象物質:ベンジジン及びその塩、バーターナフチルアミン及びその塩、ジアニシジン及びその塩

※「健康管理手帳」について

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた労働者に、国が健康管理手帳を交付して、無償で健康診断を受けられるようにする制度。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください

令和2年度全国労働衛生週間実施要綱

スローガン「みなおして 職場の環境 からだの健康」

準備期間:9月1日から9月30日まで 本期間:10月1日から10月7日まで 主唱者:厚生労働省・中央労働災害防止協会 実施者:各事業場

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、年間500件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっている。また、有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組みとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしている。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間900人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。このため、石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化することとしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スローガン

みなおして 職場の環境 からだの健康

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業主団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

- ア 重点事項
 - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ウ) 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
 - (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - (カ) 受動喫煙対策に関する事項
 - (キ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - (ク) その他の重点事項
- イ 労働衛生3管理の推進等
 - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
 - (イ) 作業環境管理の推進
 - (ウ) 作業管理の推進
 - (エ) 健康管理の推進
 - (オ) 労働衛生教育の推進
 - (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
 - (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
 - (ク) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- ウ 作業の特性に応じた事項
 - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底
 - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底
 - (ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - (エ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - (オ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
 - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
 - (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

※上記(2)準備期間中に実施する事項についての記載で、小項目(ア)以下については、省略しております。詳しくは厚生労働省から出されています原文をご覧ください。

事業所紹介

滋賀中央信用金庫



「～まっすぐ未来～」

をモットーにビジネスモデル「優しさと強さを兼ね備えた信用金庫」の構築、地域〔地元〕の企業、地域の人々から地域で必要とされる金融機関を目指しています。

地元の中小企業や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助の金融機関であり、創業以来、この理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要としているお客さまにご融資し、地域社会を金融面からひとつに結ぶ要の役割を果たすべく努めております。

◆会社概要◆ (2020年3月末)

創 立	1914年6月2日
代 表 者	理事長 沼尾 護
出 資 金	12億72百万円
資 金 量	預金4,599億円 貸出金2,439億円
所 在 地	本部 滋賀県彦根市小泉町34番地1 本店 滋賀県近江八幡市桜宮町198番地
店 舗 数	31店舗(彦根市内～大津市内)
従 業 員	419名
事 業 内 容	預金業務・融資業務・為替業務・付随業務



◆取り組み◆

滋賀保健研究センター様には、ストレスチェック(7月)、定期健康診断(9月)、インフルエンザ予防接種(11月)、人間ドック(各自受診)等を実施いただいております。各受診では、31店舗あることから、日程の調整、各店舗での受診ができるよう対応して頂いております。健康診断、ストレスチェック等のデータ化での情報提供により、職員の健康管理、快適な職場環境の形成に努めてまいります。

財団からのお知らせ

産業安全衛生講習会の開催中止のお知らせ

毎年9月～11月に開催しております産業安全衛生講習会ですが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、誠に勝手ながら開催を中止させていただくこととなりました。皆様にはご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございません。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



(中止)

9月 産業安全衛生講習会 湖南省 主催 公益社団法人 湖南工業団地協会

一般財団法人 滋賀保健研究センター

10月 産業安全衛生講習会 上野市 主催 一般財団法人 滋賀保健研究センター

11月 産業安全衛生講習会 守山市 主催 一般財団法人 滋賀保健研究センター



素材のちから

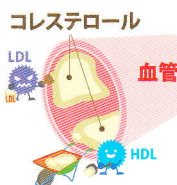
「えび」

日本は、えびの大量消費国です。えびの特徴として、高たんぱく、低脂肪、低エネルギーであり、カルシウムやビタミンEが豊富で、健康に優れた栄養効果がたくさんあります。今回は、そんなえびに秘められたさらなる効果についてご紹介します。

◆えびに多く含まれる栄養素

1 タウリン

胆汁酸の分泌を促す作用があります。胆汁酸はコレステロールを分解して排泄させるとともに、コレステロールが血液中に吸収されるのを防ぎます。



2 キチン

腸の働きを活発にし、コレステロールの排出を早めます。キチンは動物性の食物繊維で、えびやかきの甲羅に含まれています。食物繊維がもつ作用以外にも、免疫力を強化する、がん予防、肝機能の強化など、さまざまな効果があることがわかっています。

3 アスタキサンチン

カロテノイド系の赤い色素で、強い抗酸化作用があります。この色素は、活性酸素を抑制し、LDL-コレステロールが血管に付着することを防いだり、すでに付着したものを取り除いたりします。また、目の網膜にも作用し、視力低下を防ぐ作用があります。

えびの選び方のポイント

透明感のあるもの。殻にぬめりが多いもの。むきえびは形や大きさがそろって太っているものを選びましょう。(参考:食べ物栄養事典)



健康一回メモ

皆さん、歯周病と糖尿病が実は密接に関わっていることをご存じですか。あまり関係ないように思われますが、実は歯周病と糖尿病は、互いに悪循環を引き起こしてしまうことが分かっています。歯周病が進行すると、炎症を食い止めるために「サイトカイン」というホルモン様の低分子蛋白質が分泌されます。このサイトカインが、インスリンの働きを邪魔し、血糖値が下がりにくくなることで糖尿病が悪化してしまいます。逆に糖尿病が進行すると、血管が傷つけられ、歯周病が進行してしまいます。このような悪循環を防ぐためにも、定期的に検診を受けたり、タバコを吸う方は禁煙に挑戦してみたりと、一度生活習慣を見直してみましょう。

管理栄養士 亀嶋 まこ

編集後記

9月になり夏の暑さも過ぎ去る時期でしょうか。一日の寒暖の差で体調を崩されてはいらっしゃいませんか。

ところで、9月1日は防災の日です。新型コロナウイルスの影響で、避難訓練などは例年と違ったものになるのでしょうか。内閣府のホームページに「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」というものが掲載されておりました。皆様もよろしければチェックしてみたいはいかがでしょうか。

業務部 石川明季

